

## 平成24年度京都府認知症介護実践者等養成研修（その2）

- ◇ 平成24年度京都府認知症介護実践者等養成研修（下表の③～⑤）を別添の研修要項により開催しますので、お知らせします。

本研修は、地域密着型サービスを提供する事業所を管理する立場にある者等が適切なサービスを提供する上で必要な知識を修得することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実と質の向上を図ることを目的として実施します。

	研 修 名	開 催 時 期	備 考	
①	認知症介護実践者研修	研修要項を参照	—	今年度の募集は終了
②	認知症介護実践リーダー研修		①を修了後1年以上経過していることが必要	
③	認知症対応型サービス事業開設者研修	研修要項を参照	—	今回募集
④	認知症対応型サービス事業管理者研修	研修要項を参照	①の修了が必要	
⑤	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	研修要項を参照	①の修了が必要	

※ 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合は本研修の修了が要件となっていますので、該当事業所（開設予定事業所を含む。）は留意してください。

【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について

（平成18年3月31日付 厚生労働省老計発第0331006号, 老振発第0331006号, 老老発第0331019号通知）

- ◇ **受講者の決定は**、確定次第、各事業所あて郵送で通知（受講の非決定通知を含む。）します。研修の2週間前になっても通知が届かない場合は、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、申込者が多数の場合、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

◇ **申込書送付先：**

事業所所在地（予定含む。）の市町村介護保険担当課

◇ **問合せ先：**

一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 事務局  
電話：(075)802-4642, FAX：(075)802-4699

※ 京都市内の事業所は、京都市 長寿福祉課 (075)251-1106 にお問い合わせください。